

特任助教の職名を付される特任研究員候補者等の選考にかかる申合せ

平成 22 (2010) 年 6 月 4 日 決 定
令和 4 (2022) 年 3 月 4 日 最終改正

特任助教の職名を付される特任研究員（以下「特任助教」という。）候補者等の選考にあたり、以下のとおり申し合わせる。

- 1 所長は、特任研究員（特任助教）の選考の必要が生じた場合は、特任研究員（特任助教）候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設けて候補者を選考させるものとする。

特任助教の採用にかかわる決定は国際日本文化研究センター運営会議の議を経て、所長が行う。

- 2 選考委員会は次の各号に掲げる委員により組織する。
 - (1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから 1 名
 - (2) 専任の教授及び准教授 4 名
- 3 前項の委員は所長が指名する。
- 4 選考委員会に委員長を置く。
委員長は、第 2 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 5 特任助教候補者の選考は公募によるものとする。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教員の意見を聴くことができる。
- 7 職名を付されない特任研究員候補者の選考については、前 1～6 の規定を準用する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 6 月 4 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 24 年 12 月 21 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から実施する。